

京都市区役所支所事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年8月20日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 33 号

京都市区役所支所事務分掌規則の一部を改正する規則

第1条 京都市区役所支所事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第6条第3項子どもはぐくみ室の款中第19号を第20号とし、第7号から第18号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 子ども・子育て支援法による施設等利用給付認定に関すること。

第2条 京都市区役所支所事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第6条第3項子どもはぐくみ室の款第6号を削り、同款第7号中「よる」の右に「教育・保育給付認定及び」を加え、同号を同款第6号とし、同款第8号から同款第20号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和元年10月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)